

～経営改善などに繋がる取組（事業）を支援します～

中小企業消費税率引上げ対策支援事業のご案内

募集期間：令和元年8月21日（水）～令和元年9月30日（月）まで

※予算の範囲内で締め切り後も適宜募集をする場合があります。

【内 容】

京都府・宮津商工会議所では、令和元年10月に実施される消費税率引上げによる中小企業等への影響を抑制するため、消費税率引上げ・軽減税率の導入への対応をスムーズに行うための取組や、消費税率引上げの反動による業績悪化を防ぐために固定経費の削減や経営改善等の取組を支援致します。

【補助金（補助率・上限）】

| 対 象 | 補 助 率 | 補 助 上 限 |
|----------------|-------|----------|
| 小規模企業 | 2/3 | 200,000円 |
| 中小企業（小規模企業除く） | 1/2 | 300,000円 |
| 中小企業を構成員とする団体等 | 2/3 | 200,000円 |
| 商店街団体 | 2/3 | 200,000円 |

【補助対象経費】

- ◆消費税率引上げに伴う価格表示変更等の取組。
- ◆消費税率引上げの反動による対策として、固定経費の軽減に繋がる機器導入や経営改善の取組。
- ◆その他、事業趣旨に合致した取組で、中小企業応援隊が必要と判断したもの
※事業実施期間は令和元年8月21日～令和2年2月28日まで、但し、交付決定（10月中旬予定）までに終了した事業や他の補助金等を受けている場合は対象外です。

【補助対象外経費】

人件費、借入れに伴う支払い利息、公租公課（消費税など）、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、振込手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、その他公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる費用

【申請要件】

宮津商工会議所の中小企業応援隊員のコンサルティング支援を事前に受けることが出来る、中小企業及び商店街団体。

※申請に当たっては、コンサルティング支援に時間（1週間程度）を要しますので、お早めに当所の中小企業応援隊員にご相談ください。

【申請書類】

申請書類は宮津商工会議所 中小企業応援隊員へお申し付けください。

【事業採択】

募集期間終了後、選考（10月中旬予定）を行い、文書により中小企業応援隊員を通して各申請者に選考結果を通知いたします。

◆お問合せ 宮津商工会議所 電話 0772-22-5131 FAX 0772-25-1690まで